

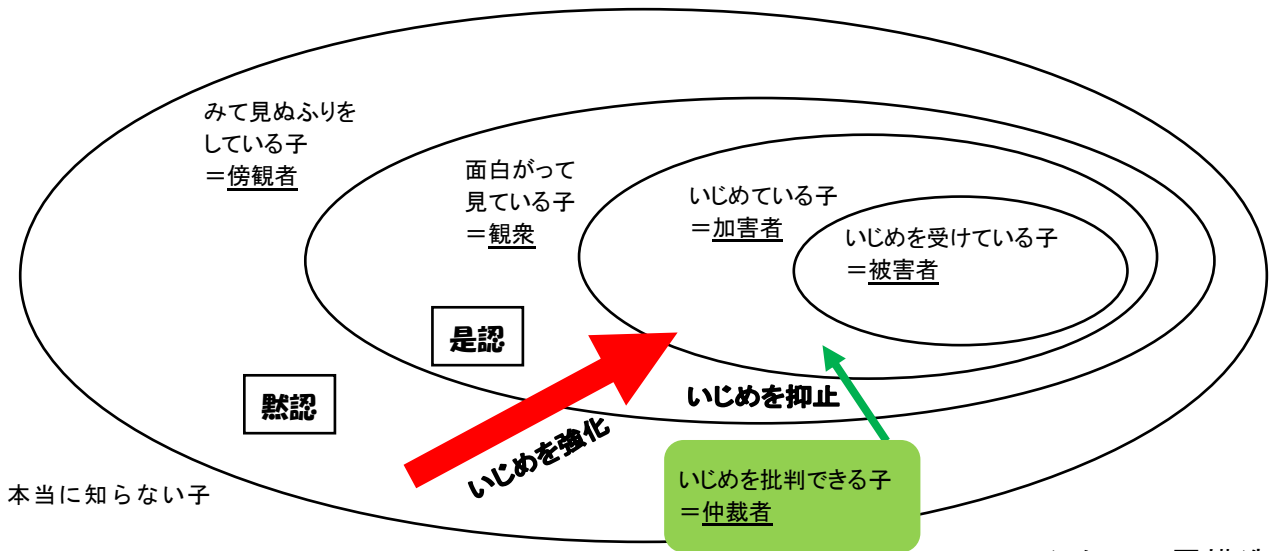
# いじめ指導の進め方

## 1.いじめの認識についての共通理解

### いじめの四層構造

いじめに遭っている子から見れば、周りではやしたてる子も、見て見ぬふりをする子も「いじめている人」に見える。周りの是認・黙認がいじめを強化するのである。逆に言えば、是認・黙認する子がいなくなれば、いじめは弱体化する。その構造を共通理解しておく必要がある。

いじめが起りにくい集団、起こっても長引かない集団には、「いじめを批判できる子」がいる。この層をいかに育てていくかが、いじめ解決のポイントとなる。この層はたいてい傍観者の中から現れるので、いじめ指導では傍観者まで含めた集団全体への指導が欠かせない。



いじめの4層構造

### 被害者保護の鉄則と法的認識

- (1) いじめでよい理由、いじめられてもしかたないという理由は一切ない、認めない。
- (2) いじめ被害を訴えている子と保護者に対し、いじめがあるという認識のもとで受容的に接する。
- (3) いじめに遭っている子どもをこそ守り抜く。

#### 【いじめと犯罪】(刑法)

いじめは、時に犯罪として扱われることがある。(いじめ=即犯罪ではない)

- ・暴行罪      ・傷害罪      ・脅迫罪      ・恐喝罪      ・侮辱罪      ・名誉毀損罪      等

#### 【学校の安全配慮義務】(民法)

学校には、いじめに対してとるべき安全配慮義務がある。怠れば義務違反に問われることがある。

- ・一般注意義務      ・安全確保義務      ・いじめの予見義務      ・いじめの防止措置義務
- ・いじめの本質を理解する義務      ・いじめの全容解明努力義務      等

## 「ふざけ」と「いじめ」の区別

子ども同士の関わりを見ていると、「ふざけ」なのか「いじめ」なのか、識別が難しく判断に迷うことが多いので、両者の違いのとらえ方を共通認識しておく。「いじめ」の訴えを待つだけでなく、一見何気ない日常の様子の中に「おや、おかしいぞ」といじめの存在を疑う、敏感なアンテナを持つことが大切。

### 「ふざけ」の様態

- ①力関係が対等で、ゆったりやられたり立場が交代する。
- ②どちらも傷つけない、もし傷ついたらやめるとい暗黙の了解や適度な距離感がある。
- ③一緒に笑うつもりがあり、どちらも楽しい。

### 「いじめ」の様態

- ①力関係が対等ではなく、いずれか一方ばかりがやられ、交代しない。
- ②相手が傷ついているかどうかは意に介さない。或いは意図的に傷つけたり貶めたりする。
- ③相手と笑っているのではなく、相手を笑ってい

## いじめの段階

客観的な(むしろ主観とも言える) いじめの度合いが軽いからと言って、いじめに遭っている本人にとってのダメージが小さいと決めつけることはできない。しかし段階が進むほどダメージが大きくなることは間違いない。従って、目安としてのいじめが進行する段階について、共通認識しておく必要がある。

2段階以上に進んでいる場合は、担任のみで解決することは困難であると考えべきである。速やかに「いじめアクト」チームで対応を協議する。4段階では、校外委員も含めた「いじめ防止・対策委員会」の実施を検討し、5段階では必ず実施する。

段階	いじめの内容や被害者の状態
1	無視される 誘われない 睨まれる 机を離される 陰口を言われる 配付物を渡してもらえない 体の特徴をからかわれる 嫌な呼び方をされる 発言に対し咳払いや冷やかしかがある いつもきつく注意される
2	物が隠される 机椅子や下足箱が乱される 砂をかけられる その子が着た白衣を次の子が着ない いつも片づけをやらせられる ノートや教科書に落書きをされる 悪口を書いた手紙を回される
3	小突かれたり足をかけられたりする 「死ね」「キモイ」などと言われる 作品が壊される 物を投げられる 衣服が汚される 持ち物を投げ回される 言いたくないことを言わされる 他学級の子からもいじめられる
4	殴る・蹴るなどの明らかな暴力を受ける 靴に画鋲に入れられる トイレに手を突っ込まされる 給食に異物を入れられる ネット上で攻撃される 危険なことをやらされる
5	服を脱がせられる 髪を切られる 高価な持ち物をとられる 金品をたかられる 万引を強要される 他の子をいじめさせられる 性的暴力を受ける 本人以外の家族が中傷される

## 2. 初期対応

【短期的目標】いじめストップ 安心・安全を確保、即報告、チーム対応

### 初動について

いじめが疑われる場合は、以下の対応をとる。指導の前に丁寧な聴き取りを行い、何があったのかを明確にする。指導は聴き取りが終わってから。焦って指導せず、聴き取り中も指導は行わない。初動体制として、校長の指示のもと、「いじめアクト」チームを編成する。

#### (1) いじめに遭っている児童と話す

- ・ 授業中の聴き取りは原則避けるが、場合により実施する。迷う場合は校長の指示を受ける。
- ・ 聴き取りにかかる教員の授業を、他の教員がフォローする。
- ・ 子どもの話が被害妄想的だったり、神経質すぎると感じても、丁寧に耳を傾ける。

#### 【聴き取りのポイント】

- いじめ行為をする相手は誰なのか、グループ化しているのか
- どんな時、どんな場所でいじめ行為があるのか
- どのくらいの頻度で、どのようなことが行われているのか
- いじめ行為を受けたときにどんな振る舞いをしてきているのか
- いじめに遭っていることを知っている友達はあるのか 保護者は知っているのか

#### (2) いじめを行っている児童と話す

- ・ いじめていると思われる子への聴き取りを行う。この際、校長の指示のもと、授業中に呼び出すこともあり得る。
- ・ いじめと最初から決めつけず、そこに至る背景に配慮しながら、事実を話させる。
- ・ いじめている子が複数の場合は、同じ時間内に、複数の教師が別々に聴き取りをする。
- ・ 複数に聴き取りをした場合、時間を合わせて内容を突き合わせ、矛盾点があれば再度聴き取りを行い、事実関係を明らかにする。二度目以降の聴き取りは翌日になってもよいので慎重かつ丁寧に。

#### (3) いじめている児童の保護者と話す

保護者に知られることへの複雑な思いを汲みつつ、その日のうちに担任が訪問または電話で伝える。

#### 【話のポイント】

- いじめの疑いがあり話を聞かせてもらったということを説明する。
- 現時点で把握できている事実関係を伝える。
- いじめ行為をすぐにストップするための協力をお願いする。
- 保護者しか知らない情報があれば教えてもらう。また、今後解決までの協力をお願いする。

まず先に加害者側に一報を入れる！

#### (4) いじめに遭っている児童の保護者と話す

同様に、保護者に知られることへの複雑な思いを汲みつつ、その日のうちに担任が訪問または電話で伝える。

#### 【話のポイント】

- 現時点で把握できている事実関係を伝え、今日行った対応について説明する。
- よく話を聞き、保護者が何を望んでいるのかを理解する。
- いかなる理由をもってもしじめを正当化しないという学校の姿勢をはっきりと伝え、「いじめにあっているお子さんを必ず守る」と約束する。

- 翌日についての具体策（緊急避難、見守り体制等）を伝える。
- 保護者しか知らない情報があれば教えてもらう。また、今後解決までの協力をお願いする。

## その後の動き

いじめは命にかかわることもあるという認識に立ち、いじめが発覚したら、まずいじめ行為自体をストップさせることを最優先とする対策を考える。このような対処療法的な対策が、いじめの根本的な解消にすぐにつながるとは言えないが、被害児童の安心・安全を確保する上で、行為を即座にストップさせることは極めて重要なことである。

### (1) いじめについての情報収集と記録

- ・ いじめの様子を見たり聞いたりして知っている児童に対する聴き取りをする。
- ・ 必要に応じ本件に特化したいじめアンケートを実施する。
- ・ 本年度以前の学年の教職員への聴き取りをする。

### (2) 加害者への指導、謝罪の会

- ・ いじめの全体像を時系列で説明する。
- ・ 直接的ないじめ行為を行った子に事実を認めさせ、反省を迫る。
- ・ 複数の教員の立会いの下、謝罪の会をもち、いじめている子に謝罪をさせ、二度としないことを約束させる。

\* 普通は親も謝罪する。しなければ促す。

### (3) 見守り体制づくり

- ・ 張り付きで児童を守ることも視野に、具体的な見守り方法を検討する。
- ・ 学級への介入の方法、いつ、どこで、だれが付くかを定める。
- ・ 定期的に、担任からいじめに遭っている子への声掛けをかかさず行う。

今日はどうだった？  
嫌なことなかった？

### (4) 緊急避難的な対応～必要に応じて

- ・ 席替え、班替えを行う。
- ・ 別室登校（相談室、保健室等）をすすめる。
- ・ 登下校時の保護者の送迎をお願いする。

### (5) 保護者との連絡の継続

- ・ 状況が落ち着くまでは、家庭訪問や電話により、毎日連絡を取り合う。
- ・ ある程度落ち着いてからも、定期的に（週1回程度）連絡を取り合う。

### (6) いじめに遭った児童、いじめ指導を受けた児童のケア

- ・ いじめにあった児童に対する、張り付きも視野に入れた具体的な見守り体制づくり
- ・ 本人の状態に応じて、スクールカウンセラーとの面談を薦める。
- ・ いじめが原因による学習の遅滞が認められるときは、補習等のフォローを行う。

### (7) 行為をストップできない場合の対処

- ・ このままでは教室で一緒に過ごすことができなくなる旨を本人と保護者に伝え、改善を迫る。
- ・ 指導が入らずいじめ行為が止められない児童を、集団から離し、別室で学習させる。
- ・ 保護者と相談、了解の上、いじめ行為が止められない児童の登校をしばらく見合わせる。
- ・ 学校教育法49条（35条読み替え）による出席停止の措置について、二町教委の指示を仰ぐ
- ・ いじめに遭っている児童の保護者の申し出があれば、転校等についての相談を行う。

### (8) 関係機関との連携（市教委、警察 他）

- ・ 改善が見られない場合、市教委、教育事務所に現状を報告し、指導を受ける。
- ・ 必要に応じて児童相談所、警察との連携を図る。

### 3. 再発防止の取組

#### 【中・長期的目標】被害児童のケアと双方の関係修復 集団への指導

いじめを根本的に解消するためには、いじめが起こりにくい、「いじめに強い集団」の土壌を作っていかなければならない。そのためには、常日頃から教職員の感性を磨くとともに、児童による主体的な自浄作用が生まれてくるような働きかけを積極的に続けていく必要がある。

##### (1) 集団の状況をつかむ

- ・ 定期的ないじめ0アンケート、にこにこアンケート、ハイパーQ-Uの実施
- ・ 教育相談日の設定（時間の確保）

##### (2) 見守り体制の継続

- ・ いじめ事案についての全教職員の共通理解・・・誰もがわかって対応
- ・ 年度をまたぐときの確実な引継ぎの実施

##### (3) 集団全体への指導

- ・ いじめ事案について直接語り合う学級活動の実践
- ・ 人権教育的視点をもった教科の授業の実践
- ・ 「いじめを考える日」の設定といじめや人権問題をとりあげた特別の教科の実践
- ・ 互いを尊重し合う好ましい言語環境の構築

##### (4) 児童会や学級組織を活かした温かい仲間関係づくり

- ・ 仲間との関わりを意識した児童会、学級会の取組
- ・ よいことみつけの取組
- ・ あいさつ運動の充実

##### (5) 保護者への協力依頼や啓発

- ・ ケースにより、臨時保護者の開催
- ・ 家庭用のいじめチェックシートを作成・配付

##### (6) 要支援児童のサポート

- ・ 小さな努力、小さな伸びに目を向けた、肯定的な接し方の工夫
- ・ 学業不振の児童、障がいのある児童、怠学傾向にある児童やその保護者の支援

##### (7) 教職員研修の充実

- ・ いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針についての理解を深める研修の実施
- ・ いじめに関わるセンター研修の内容還元
- ・ 職員会や打ち合わせ会を利用した事例研修の実施

#### ≪資料≫いじめ0アンケート

いじめ0アンケートは、いじめについての情報をつかむことに加え、アンケートを行うことそのものを、いじめの抑止につなげる目的で行う。

- アンケートは、放送の指示で全校一斉に行う。
- アンケートの回答は、その日のうちに担任、学年主任、校長が目を通し、気になる回答について、すぐに協議し、一両日中に1回目の聞き取りを行う。
- いじめを受けていると回答した児童の保護者には、一両日中に第一報を入れる。
- アンケートの概要についての担任の所見を、翌日の短学活で学級の児童に話す。